

国土交通省

平 成 2 7 年 11 月 26 日

〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町3-2
高田機工(株) 東京本社
営業本部 東部営業部長 中村 達郎 殿

国土交通省
関東地方整備局長
石川 雄一

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

記

- 1 工事名 圏央道山崎地区高架橋上部工事
- 2 工 期 平成26年 8月 2日～平成27年 9月30日
- 3 完成技術検査年月日 平成27年 9月29日
- 4 成績評定
 - ①評定点 83点 項目別評定点は、別表1のとおり
 - ②技術提案履行確認 履行
 - ③工事技術的難易度評価 III 項目別評価表は、別表2のとおり
 - ④工事種別 鋼橋上部工事
- 5 送付先 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省関東地方整備局 企画部 工事情質調整官宛て
- 6 手続き等の
問い合わせ先 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省関東地方整備局 企画部 技術管理課 検査係
048-601-3151 内線(3326)

別表 1

工事名：圏央道山崎地区高架橋上部工事

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.1 / 3.3点
	II. 配置技術者	4.1 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	11.5 / 13.0点
	II. 工程管理	6.1 / 8.1点
	III. 安全対策	7.5 / 8.8点
	IV. 対外関係	3.7 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	12.4 / 14.9点
	II. 品質	13.1 / 17.4点
	III. 出来ばえ	7.3 / 8.5点
4. 工事特性	施工条件等への対応	4.5 / 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	4.9 / 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	4.7 / 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事務等による減点	0.0
	総合評価による減点 (対象外)	—
評定点合計		83 / 100点

注) 評定点合計は、小数第一位を四捨五入し整数としている。各細別の評定点は小数第二位を四捨五入している為、評定点合計とは合わない事がある。

工事技術的難易度項目別評価表

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件	B	①規模	
		②形状	B
		③その他	
2. 技術特性	C	①工法等	
		②その他	
3. 自然条件	C	①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件	B	①地中障害物	
		②近接施工	B
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	B
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性	B	①他工区調整	B
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分		道路／橋梁上部／鋼橋	
「易、やや難、難」評価		やや難	
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）		Ⅲ	

東京都

株式会社 大草工務店
代表取締役 大草 哲夫 殿

東京都水道局経理部契約課
28.1.-7

発注者 東京都水道局長 醍醐 勇司

通知者 東京都水道局経理部長

富田 英昭



工事成績評定通知書

貴社が施工した下記の工事について、東京都水道局工事成績評定要綱第12条第1項に規定する成績評定の結果を下記のとおり通知します。

記

工 事 件 名	港南庁舎耐震補強工事		
契 約 日	平成27年6月19日	完 了 日	平成27年10月23日
業 種 番 号	0700	業 種 名	建築工事
主任(監理)技術者	大草 遼平		
成 績 評 定	総評定点	71 点	(項目別評定点表は第11号様式のとおり)

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合は、次の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。)に説明を求めることができます。

その説明に苦情がある場合は、次の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。

また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」

東京都水道局経理部営繕課長
TEL. 03-5320-6415

「苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：東京都水道局経理部長 (再度の申立ての場合は契約担当者等)
提出先：東京都水道局経理部営繕課長

項目別評定点表

評 定 項 目 ・ 細 目		評 定 点 / 満 点	
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	3.5 / 5点
		配 置 技 術 者	4.3 / 5点
		対 外 調 整	3.5 / 5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	7.8 / 10点
		工 程 管 理	8.5 / 10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	10.3 / 15点
		品 質 管 理	11.5 / 15点
		出 来 栄 え	22.1 / 30点
	2 技 術 力 の 発 揮		/ 2点
3 創 意 工 夫 と 熱 意		/ 2点	
4 社 会 的 貢 献		/ 1点	
5 法 令 遵 守 等			
総 評 定 点		71 / 100点	

- 1 総評定点欄は、小数点以下を切捨て、整数としています。
- 2 通常の評定は、「1 基本的な技術力と成果の評価」で評定しますので、「2 技術力の発揮」、「3 創意工夫と熱意」、「4 社会的貢献」については、評定しないことがあります。